

認知症施策の抜本強化に向けた提言

昨年7月に全国知事会として「超高齢社会非常事態宣言」を行って以降、国においては、介護保険法を改正し、認知症施策の総合的な推進等に関する制度上の根拠を明確化したところである。

しかし、認知症の人に関わる交通事故、行方不明、虐待、詐欺等の事件事故は後を絶たず、認知症の人や家族の視点に立った取組を早急に進めていかなければ、家庭の崩壊や社会的損失の増大をも招きかねない。

については、認知症施策の抜本強化に向け、以下の事項を提言する。

1 認知症に対する理解促進と地域で認知症の人を支える体制の構築

(1) 認知症に対する国民の理解促進

国民が認知症や軽度認知障害を正しく理解するための啓発や不安・偏見解消のための前向きなメッセージを、メディアにより発信強化すること。

また、認知症予防や早期発見・早期対応の重要性の理解促進や社会全体での支援の必要性についての啓発を促進するとともに、認知症の人にやさしい地域づくりに向けて、産業界を巻き込むこと。

さらに、認知症サポーターの資質向上や地域での活動支援の強化を行うこと。

(2) 地域包括ケアの体制整備

多職種連携や相談機能を充実するなど、認知症の人や家族を支える地域包括ケアシステム構築のための支援を強化すること。

また、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの機能強化を図ること。

さらに、小学校区単位など、より小さな地域での見守りや行方不明者捜索体制構築のための環境を整備すること。

2 認知症の人への生活支援

(1) 認知症の人と家族の思いの施策への反映

認知症の人や家族の意見を施策へ反映するスキームを構築する認知症総合戦略推進事業が開始されたが、この事業をより推進し、認知症の人と家族に寄り添った施策を展開すること。

(2) 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度

認知症の人や家族が、安心して暮らしていくため、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること。

(3) 自動車運転免許返納後の移手段の確保等

自動車運転免許返納後の通院や買い物等の移手段確保のため、地域の実情に合わせた体制整備に対する支援を強化すること。

また、道路交通法改正により後期高齢者の診断増加等に対応するための体制を整備すること。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知を図り利用促進を強化すること。

また、本人や後見人を支援するための中核機関の整備や市町村長が成年後見の申立てを行うにあたっての体制整備等について、必要な財政措置を講じるなど支援の充実を図ること。

(5) 高齢者虐待防止対策の強化

高齢者虐待に対して適切に対応できるよう、研修の充実等の支援を図ること。

(6) 若年性認知症になっても本人の力を最大限に活かせる環境整備

若年性認知症や軽度認知障害の人の生活や就労の実態を早急に把握するとともに、認知症の状態に応じた社会参加ができる環境構築のための若年・軽度認知障害施策への事業スキームの拡大と、就労が継続できる環境の構築のための、企業・雇用者へ認知症の正しい理解の普及、雇用制度及び経済的支援策を整備すること。

また、若年性認知症や軽度認知障害の人に特化した介護サービスの研究とその導入を促進すること。

さらに、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な設置・運営に関する情報提供を行うこと。

3 認知症の人を介護する家族への支援

(1) ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援

ダブルケアラー、ヤングケアラーの実態を把握し支援の仕組みを構築すること。

(2) 介護離職ゼロへ向けた介護休業・休暇制度の充実及び利用率の向上

介護休業・休暇制度の周知を図り、雇用主の理解を促進するなど制度を利用しやすい環境を整備し、更なる制度の充実を図ること。

(3) 負担軽減につながる介護方法の啓発

家族の介護負担軽減のため、介護方法の啓発を促進すること。

4 認知症ケアの推進

(1) 認知症の症状に応じた適切な医療・介護サービスの提供

認知症の症状や進行度、身体合併症の状態等に応じた適切な医療・介護サービスを提供するための体制や、認知症医療と認知症ケアを包括的に提供する認知症総合施設を整備すること。

また、災害時の認知症悪化などに関する研究や早期発見のための健診などの導入を促進すること。

さらに、災害救助法に基づく救助の種類として「福祉」を位置付けるとともに、災害時に介護等を担う専門職等で構成する災害派遣福祉チームを制度化し、全国的な派遣調整システムの構築や、チームの体制整備に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講じること。

(2) 認知症疾患医療センターの充実

認知症疾患医療センターの指定拡充を推進し、センターに対する十分な財政措置を講じること。

(3) 認知症の症状に応じた適切な医療サービスのための人材育成

養成機関の拡大等により認知症看護認定看護師等を増員すること。

また、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師などの医療従事者が研修を受講し、地域で認知症の人が暮らし続けることができるために実施する取組を、診療報酬で評価すること。さらに、認知症サポート医研修の受講について利便性を高めること。

(4) 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の充実

認知症初期集中支援チーム員や認知症地域支援推進員の質を確保するため、これまでの研修に加え、フォローアップ研修を実施すること。

また、地域包括支援センターとともに、機能的な活動ができるよう十分な財政支援を行うこと。

(5) 認知症ケアに携わる介護従事者の介護技術の向上等

介護従事者が適切なケアを行うため、介護技術等に関する情報提供や研修内容の充実を図るとともに、質の高い介護職員の確保のため、認知症介護指導者養成研修の受講について利便性を高めること。

また、メディア等の利用や発表の場の提供を通じ、医療や介護の実践ケア事例について積極的に情報を発信すること。

(6) 医学生等に対する認知症教育の強化

医学生や看護学生等に対する認知症教育を強化するとともに、認知症の人や家族と接する機会への参加を促進すること。

5 国による認知症に関する研究・技術開発の促進

(1) 認知症予防・治療に関する研究開発の加速と治療方法の標準化

認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速し、投薬等の治療の標準化を急ぎ、新しい知見を関係者へ周知徹底すること。

また、産学官民連携による認知症根治薬の開発を促進すること。

さらに、長寿科学や老年学、老年医学などの研究機関への財政支援を図り、最新の成果の普及を推進すること。

(2) 高度先端技術開発等による認知症の人が暮らしやすい環境整備

高度先端技術開発等の加速化により、認知症の人など誰にでもやさしい機器開発を促進すること。

また、行方不明の認知症の人を早期に発見するための最先端技術の開発を促進するとともに認知症の人のプライバシーや尊厳への配慮等、倫理的な問題に関するガイドラインを策定すること。

その上で、行方不明の認知症の人を発見するために有効なGPS等の機器については、介護保険給付対象とするよう検討すること。

さらに、高度先端技術の活用等による認知症施策の推進について、世界各国と情報を共有すること。

6 認知症施策の加速的な推進

(1) 認知症施策を推進するための法律制定と認知症施策緊急強化基金の創設

認知症の人を社会全体で支える体制を構築し、認知症施策を加速させるための法律を制定するとともに、国が十分な財政措置をした上で、各都道府県に基金を創設すること。

(2) 認知症高齢者の急増に対応可能な財政措置の拡充

地域包括支援センターの人員増、本人や家族支援事業の増加等、増大する財政需要に十分対応できる財政措置を講じること。